

平成20年8月19日 稲垣会長より

平素は会の運営にご協力を賜り感謝申し上げます。

別添の書類が市役所よりありました。

介護保険最新情報VOL40の中にあつた内容だそうで、画像はその抜粋です。
40の詳細についてはゴンザレス氏の更新に記載があります。

http://www.geocities.jp/kakamigahara_keamane/saisinzyouhou.html

なお、今回の法改正について、市役所さんに対しての説明責任があるのでは？
といった、会員さんからの指摘もあり、市役所に対して会の総意として、大幅
な変更などについては、資料の一方的配布だけではなく、説明する機会をいた
だけるようお願いしてあります。

市役所の立場としても詳細の内容についての準備が不十分との事で次月以後の
タイミングでの機会を検討されています。

また、流通している情報が多すぎることから、居宅に対するポイントを絞って
ほしいこと、資料の流通についての明確なルートの確保（メール？文書？）な
どを検討してもらっています。また、このような保険者の対応に関して、ご意
見、ご希望のあるかたは、気軽に事務局までメールください。お願い申し上げ
ます。

----- Original Message -----

Subject: 住宅改修が必要な理由書の取り扱いについて

Date: Tue, 12 Aug 2008 08:53:55 +0900

From: 各務原市 高齢福祉課 河合

To: ケアマネ部会 五月

いつもお世話になります。各務原市高齢福祉課の河合です。

表記のことについて別添のとおり周知願います。

各務原市 高齢福祉課 河合 敏仁

TEL 058-383-1778 FAX 058-383-6365
